

静岡県告示第733号

令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年11月21日

静岡県知事 鈴木 康 友

令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱

第1 目的

知事は、食材費の高騰に伴う子ども食堂の負担軽減のため、令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「子ども食堂」とは、無料又は低額な料金で地域の子どもを対象に行う活動であって、食事の提供を行う場所をいう。
- (2) この要綱において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

第3 交付の対象

支援金の交付を受けることのできる者は、県内の子ども食堂を運営する者（以下「運営者」という。また、地方公共団体並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条及び第110条に規定する社会福祉協議会を除く。）であって、運営する子ども食堂について、令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間で1回以上の開催実績がある者とする。なお、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等の配布については開催実績に含めるものとする。ただし、食事の提供に要する費用に相当する金額を子どもから徴収している者を除く。

第4 交付額

支援金は、子ども食堂1か所につき開催回数に応じて定額で交付するものとし、交付額は別表のとおりとする。

第5 交付の申請

支援金の交付を受けようとする運営者は、令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）及び令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金の申請に関する誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を、子ども食堂1か所ごとに、知事が別途定める日までに提出するものとする。

第6 交付の決定等

- (1) 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて、追加書類や現地確認により調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付決定（確定）通知書（様式第3号）により交付の決定を申請者に通知するものとする。
- (2) 前項により交付の決定を通知後、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座へ交付額を入金する。
- (3) 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、令和7年度子ども食堂物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

第7 決定の取消し等

知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各項のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

第8 調査

- (1) 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。
- (2) 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年度分の支援金に適用する。
- 2 静岡県子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年静岡県告示第171号）は、廃止する。

別表

区分	開催回数（令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）	交付額
A	合計12回以上	49,000円
B	合計 6 回以上12回未満	30,000円
C	合計 1 回以上 6 回未満	15,000円

静岡県知事 様

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付申請書（請求書）

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第 5 の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 申請者

フリガナ				
申請団体(法人)名 (個人の場合は氏名)				
フリガナ				
代表者職・氏名	職		氏名	
申請団体(法人)所在地 (個人の場合は住所)	〒 ー			
電話番号				

2 該当する子ども食堂

名称			
所在地	〒 ー		
運営責任者氏名			
電話番号			

3 申請（請求）する金額（該当欄に○を記入すること）

該当	区分	開催回数	交付額
	A	合計12回以上	49,000円
	B	合計 6 回以上12回未満	30,000円
	C	合計 1 回以上 6 回未満	15,000円

- <記載上の注意>
- ・子ども食堂 1 か所ごとに申請書を作成してください。
 - ・この申請書は、静岡県において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱います。
 - ・「振込先口座」（2 枚目）は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の 7 桁の番号）」を記入してください。

4 支援金振込先口座

振込口座	金融機関名及び ☐ にチェック ☒													
									☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農業協同組合 ☐ 労働金庫 ☐ 連合会 ☐ 漁業協同組合					
	店舗名及び ☐ にチェック ☒													
									☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所 ☐ 営業部 ☐ 担当 ☐ 課					
金融機関等コード	金融機関コード							支店コード						
預金種別	該当する預金種別にチェック ☒								☐ 1 普通 ☐ 2 当座					
口座番号（右詰め）	口座番号は7ケタで記入してください													
口座名義人（カナ） 30字を超える場合、 30字まで記入してください。														
口座名義人（漢字）														

申請手続に関する御担当者名	
連絡先（電話番号）	

<注意事項>

- ・振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。
- ・申請者と振込口座名が異なる場合は委任状が必要です。

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金の申請に関する誓約書

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請にあたり下記のことを誓約します。

記

1	定款又は会則を備えています。
2	公序良俗に反する活動を行う者や団体ではありません。
3	営利・宗教・政治活動に利用しません。
4	次の(1)から(7)のいずれにも該当しません。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。） (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者 (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者 (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者 (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者 (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者 (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
5	静岡県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を受けていません。
6	国税及び地方税を滞納していません。
7	食事の提供に要する費用に相当する金額を子どもから徴収していません。
8	令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱第 7 に該当する事案が判明した場合には、支援金の申請を取り下げます。また、支援金交付後に判明した場合は静岡県にその旨を速やかに報告します。
9	衛生管理及び事故防止の徹底に努め、安全な運営を行います。
10	運営している子ども食堂はこどもの居場所一覧に掲載されており、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの開催実績は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者住所	
申請者氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）	

別紙

こども食堂の開催状況

こども食堂名	
--------	--

1 開催実績（令和7年7月1日から令和7年9月30日まで）

月	日・開催場所		開催回数
令和7年 7月	日		
	場所		
8月	日		
	場所		
9月	日		
	場所		
開催回数合計			

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付決定（確定）通知書

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事

令和 7 年 月 日付で交付申請のありました令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について、下記のとおり交付することに決定（確定）したので通知します。

記

子ども食堂名 （所在地）	
交 付 額	円
交 付 の 条 件	・ 支援金の交付を受ける運営者は、令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱に従うこと。 ・ 上記のほか、申請内容等に変更等が生じた場合は、速やかに知事へ報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事

令和 7 年 月 日付で交付申請のありました令和 7 年度子ども食堂物価高騰対策支援金について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由